

Vol
82
2023

法務省だより あかれんが

《本号の注目記事》

- 司法外交閣僚フォーラムを開催しました！
- 性犯罪に関する法律の規定が変わりました！
- 広げよう！やさしい日本語～やさしい日本語の研修のための手引～
- お答えします～相続土地国庫帰属制度について～



《特集記事》

- 01 司法外交閣僚フォーラムを開催しました！
- 06 司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントを開催しました。
- 10 性犯罪に関する法律の規定が変わりました！
- 13 国籍選択イメージキャラクター「せんたん」～法務省だより「あかれんが」に初登場！～
- 17 広げよう！やさしい日本語～やさしい日本語の研修のための手引～

《常設記事》

- 20 お答えします～相続土地国庫帰属制度について～
- 22 記者が行く！～“社会を明るくする運動”ってなに？～

《連載記事》

- 27 そんなときこそ法テラスがお役に立ちます！ Vol.61～法テラスって
どういう時に利用できるの？～
- 28 法制度整備支援の現場から
- 30 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.18～入国審査官～

《情報告知記事》

- 32 ・法の日フェスタin赤れんが2023
- ・靈感商法等でお悩みの方のためのワンストップ相談会

司法外交閣僚フォーラムを開催しました！

令和5年7月6日（木）から7日（金）にかけて、ASEAN・G7各国の法務・司法大臣や国際機関の代表を日本に招へいし、司法外交閣僚フォーラムを開催しました。

本フォーラムでは、日 ASEAN 特別法務大臣会合、G7 司法大臣会合、ASEAN・G7 法務大臣特別対話の3つの会合が開催され、法務・司法分野での協力について、議論が行われました。また、会期中は、法務省や関係機関による特別イベント・展示や、日 ASEAN 特別ユースフォーラムも開催されました。

参加国・機関

- ◇ ASEAN：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、ASEAN 事務局
- ◇ G7：フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、欧州連合（EU）
- ◇ 招待国：東ティモール、ウクライナ
- ◇ 招待機関：国連開発計画（UNDP）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、タイ法務研究所（TIJ）、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）

1 日 ASEAN 特別法務大臣会合

「法の支配を推進するための日 ASEAN の連携強化：友好協力関係 50 周年後の新たなフェーズへ」をテーマに議論を行いました。

本会合の成果として、「日 ASEAN 特別法務大臣会合共同声明」を採択するとともに、これを実現するための具体的活動を取りまとめた「日 ASEAN 法務・司法ワークプラン」を承認しました。



日 ASEAN 特別法務大臣会合 集合写真

2 G7司法大臣会合

司法インフラ整備等を通じたウクライナ復興支援、法の支配の推進に向けたG7の協力体制構築、インド太平洋における法の支配推進に向けたASEAN等との連携について協議を行いました。

齋藤法務大臣（当時）からは、G7としてウクライナの汚職対策の取組を支援するための「ウクライナ汚職対策タスクフォース（ACT for Ukraine）」の立ち上げについて発表し、G7の理解を得て、本会合の成果として「東京宣言」を採択しました。



G7司法大臣会合 集合写真

3 ASEAN・G7法務大臣特別対話

法務・司法分野において、ASEAN・G7の閣僚が一堂に会する、史上初の機会となりました。

本対話では、ASEANとG7の連携をテーマに協議を行い、法の支配や基本的人権といった価値の共有や、更なる対話の重要性を確認しました。

齋藤法務大臣（当時）は、アジア唯一のG7メンバーの法務大臣として、ASEANとG7の法務・司法分野における懸け橋となることについての意気込みを述べ、ASEANとG7双方の法務・司法分野の次世代を担う若手職員が交流し、信頼関係を構築する場としてネクスト・リーダーズ・フォーラムの開催を提唱しました。



各国・機関代表団長 集合写真

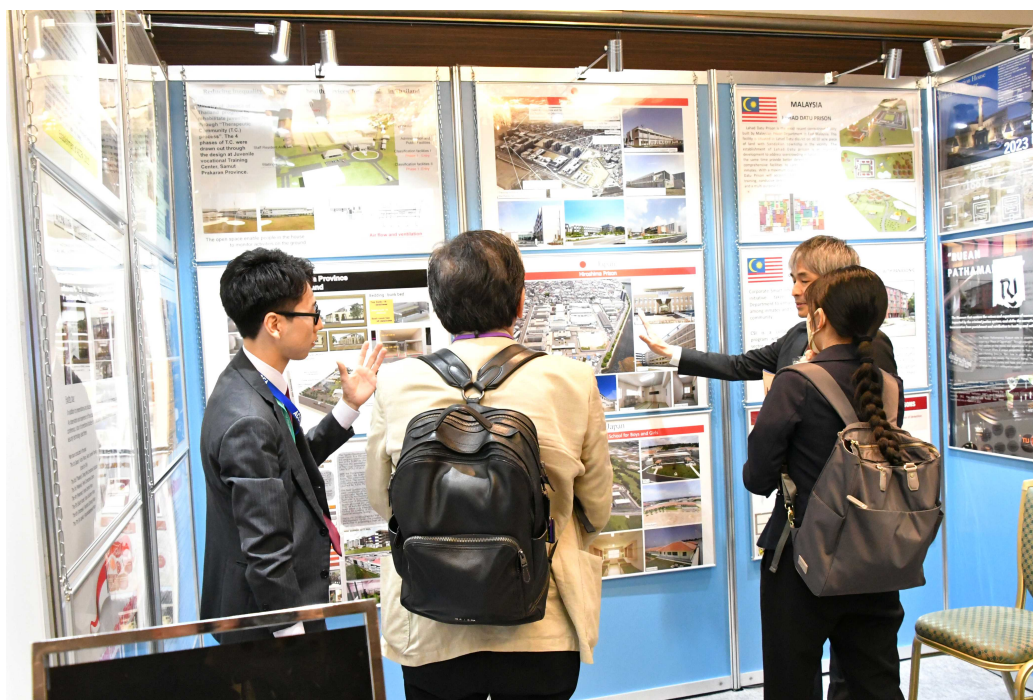
4 特別イベント・展示・ユースフォーラム

会期中、法務省や関係機関の取組を国際的に発信するための特別イベントや展示を実施し、一般の方々にも多数御参加いただきました。

また、日ASEAN 特別ユースフォーラムには、日本やASEAN 各国から、総勢約70名の学生が集まり、交流を深めました。



特別イベントの様子



展示ブースの様子



ユースフォーラム閉会式後の全体写真

➤ 司法外交閣僚フォーラムについてもっと知りたい方は、こちらをご覧ください。

◇ 司法外交閣僚フォーラムの結果概要について

https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00032.html



◇ 司法外交閣僚フォーラム公式 Twitter : ASEAN-Japan&G7 Justice Ministers 2023

https://twitter.com/MOJ_ASEAN_Japan



司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントを 開催しました。

1 司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントとは

今年は、日本とASEAN（東南アジア諸国連合）の友好協力50周年という節目であるとともに、我が国がG7議長国を務めています。法務省では、この機会を捉え、令和5年7月6日（木）及び同月7日（金）、ホテルニューオータニ東京において、「司法外交閣僚フォーラム」を開催し、「日ASEAN特別法務大臣会合」、「G7司法大臣会合」などの閣僚級会合を実施しました。また、関連イベントとして、法務省、ASEAN各国、国際機関が「法の支配」や「基本的人権の尊重」等に関する議論や意見交換を行う様々な特別イベントを開催しました。

法務総合研究所では、独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所との共催で、国際協力部（ICD）の企画実施により、特別イベントとして、「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援」をテーマとする国際シンポジウム（以下「本シンポジウム」という。）を現地参加とオンライン参加のハイブリッド方式で実施しました。

2 本シンポジウムのテーマについて

近年、企業による経済活動が人権に及ぼす影響への関心が高まり、ビジネスに関連する人権の保護を内容とする「ビジネスと人権」の問題は、全世界的な政策課題の一つとなっています。

一方、法務省では、これまで四半世紀以上にわたり、ASEAN諸国等において、法制度整備支援を実施することで、対象国における司法アクセス強化を通じた効果的な紛争解決や人権保護の促進等に取り組んできました。

そこで、本シンポジウムは、法務省によるこれまでの取組を一歩進めるべく、「ビジネスと人権」に関連する紛争解決をテーマに、国内外からこの分野におけるエキスパートを招いて、日本とASEANにおける救済・苦情処理・紛争解決メカニズムの実例を学び、今後の法制度整備支援がASEAN地域において果たすべき役割について議論することを目的として開催されました。

3 本シンポジウムの実施結果について

本シンポジウムでは、ユン・ワニングラム氏（ASEAN政府間人権委員会（AICHR）インドネシア政府代表）、アニタ・ラマサストリ氏（元国連ビジネスと人権作業部会委員、ワシントン大学ロースクール教授）、アラン・ヨルゲンセン氏（経済協力開発機構（OECD）責任ある企業行動センター長）、ナリーラック・パイチャイヤブーム氏（タイ法務省権利自由擁護局国際人権課長）による各講演に続いて、法制度整備支援による取組と今後の課題について、内藤晋太郎 ICD 部長及び矢吹公敏弁護士（一般社団法人 JPMIRA 代表理事）による各講演があり、最後に、海外からのゲストを交えてのパネルディスカッションを二部にわたって実施しました。特に、第一部「日本とASEANの企業によるグッド・プラクティスに学ぶ」においては、タイからヴィラノン・フータクーン氏（チャロン・ポカパングループ副社長）、日本から渡邊廣之氏（イオン株式会社執行役副社長）、小山紀昭氏（株式会社ファーストリテイリンググループ上席執行役員）といった国内外のトップ企業の幹部の方々にパネリストとして御参加いただきました。

本シンポジウムは、現地参加・オンライン参加の合計が381名に達するなど、盛況のうちに終了しました。

内容の詳細についてICDの機関誌ICD NEWSに掲載しますので、御関心のある方は、ICDのウェブサイト等で御確認ください。



海外からの登壇者による門山宏哲法務副大臣（当時）表敬の様子



本シンポジウムにおける齋藤健法務大臣（当時）の開会挨拶



パネルディスカッション第一部の様子



パネルディスカッション第二部の様子



登壇者、主催者、共催者の記念撮影の様子

法務総合研究所国際協力部 HP

https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html



性犯罪に関する法律の規定が変わりました！

Q1 なぜ法改正が行われたの？

性犯罪は、被害者の尊厳を傷つけ、その心身に長年にわたって重大な苦痛を与える悪質な犯罪です。

今回の法改正では、このような犯罪により適切に対処できるようにするため、様々な規定が改正・新設され、一部の規定を除き、令和5年（2023年）7月13日から施行されています。

Q2 どのように変わったの？

【1】 強制性交等罪は「不同意性交等罪」になりました！

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、

「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

性的行為は、個人の自由な意思決定に基づいて行われるべきものです。

そして、性犯罪とは、そのような意思決定をすることが難しい状態で行われてしまう性的な行為です。

今回の法改正では、この点をより分かりやすく表すため、【1】のとおり、「同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態」で性的行為がなされることが要件として定められました。

また、そのような状態になる原因として考えられるものとして、「暴行」や「脅迫」のほかにも、「障害」、「アルコール」、「立場による影響力」など様々なものが具体例として挙げられました。

【2】 いわゆる性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられました！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます(※)。

(※) 相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

今回の法改正では、若年者の未熟さにつけ込んだ性犯罪を抑止するための規定の整備も行われました。

その一つが、いわゆる性交同意年齢の引上げです。

改正前の刑法では、13歳未満の人に対して性的行為をした場合、「暴行」や「脅迫」などがなく、その人が同意をしているように見える場合であっても、一律に、強制性交等罪や強制わいせつ罪によって処罰することとされていましたが、今回の法改正では、この年齢が「16歳未満」に引き上げられました。

なお、【2】の（※）にあるとおり、13歳以上16歳未満の人に対して性的行為が行われた場合、この規定によって処罰されるのは、その行為をした人が5歳以上年長のときです。ただし、年齢差が4歳以下の場合であっても、【1】の要件を満たす場合には、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

【3】 わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます(※)。

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

また、若年者が性被害に遭わないようにするため、16歳未満の人に対して、わいせつ目的で不当な手段を用いて面会を要求したり、性的な画像を撮影して送信することを要求したりする行為などを処罰する規定が設けられました。

なお、16歳未満の人と会った後に実際に性的な行為をした場合や、性的な画像を実際に撮影・送信させた場合などには、不同意わいせつ罪などが成立し得ることになります。

【4】 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、「**撮影罪**」・「**提供罪**」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する(※)
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

近時、スマートフォン等を用いた下着等の盗撮事案などが多数発生しており、その被害は深刻なものとなっています。

今回の法改正では、こうした行為に厳正に対処できるようにするため、正当な理由なく、

人の性的な部位や下着を撮影する行為などを処罰する規定が設けられました。

【5】性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- ① 不同意性交等致傷罪など…20年
- ② 不同意性交等罪など…15年
- ③ 不同意わいせつ罪など…12年 になりました。

性犯罪は、一般的に、その性質上、被害申告が難しいことなどから、被害が潜在化しやすいといわれています。

そこで、今回の法改正では、性犯罪についての公訴時効期間が延長されました。

もっと詳しく知りたい！

今回の法改正では、そのほかにも様々な改正が行われています。

法務省のホームページでは、性犯罪に関する法改正等についての Q&A を掲載していますので、ぜひご覧ください。

詳細は法務省HPへ



「せんたん」

～法務省だより「あかれんが」に初登場！～

せんたん自己紹介



皆さん、こんにちは！

法務省で国籍選択イメージキャラクターとして活動している「せんたん」です。
この法務省だより「あかれんが」に登場するのは初めてなので、自己紹介します。



「せんたん」は、2匹を合わせた名前です。私たち「せんたん」は、あらいぐまに似たフェアリー(妖精)で、鼻の上にあるハートマーク模様がチャームポイントです！
そして、私たち「せんたん」には、それぞれ名前があります。

私は「える」です。特技は水泳です。



私は「よる」です。特技はカラオケです。

「える」と「よる」の名前の由来は「選択」から来ています。
(「選る(える)」と「択る(よる)」)



私たち「せんたん」には「国籍」や「選択」にまつわる色々な特徴があります！

- ・特徴：同意するときに「こく」と首を縦に振り、都合が悪いと「せき」払いすること
- ・一番好きなこと：せんたく(選択/洗濯)すること
- ・好きな食べ物：たいやき(どこから食べるか「選択」の余地があるから。)
- ・嫌いな食べ物：無洗米(洗わずに食べることができ、「洗濯」できないから。)



私たちの特徴に「選択」にまつわることが多いことは分かったけど、私たちが今までにした「選択」の中で、一番大きな選択って何だろう？



それは、もちろん「国籍選択」じゃない？

国籍選択義務について



「国籍選択」は大切な選択だね！

日本国籍と外国国籍を有する者(重国籍者)は、日本国籍及び外国国籍を有することとなった時が18歳に達する以前であるときは20歳に達するまでに、その時が18歳に達した後であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければならないとされているよ(国籍法第14条第1項)。



「いずれかの国籍を選択しなければならない」ということは、日本国籍と外国国籍を有する者にとって、国籍選択は義務なの？

**国籍選択は義務だよ！**

私たちが出生により日本国籍とフェアリーキングダム国籍を取得した重国籍者だったから、20歳の誕生日の前に住所のある市役所に国籍選択の届出をして、日本国籍を選択したんだよ！（※せんたんがフェアリーであることは今だけは忘れてね笑）



そういうことだったんだ・・・

国籍選択を決まった期間内にしなかった場合にはどうになってしまうの？



決まった期間を過ぎてしまっても、いつでもいずれかの国籍を選択できるんだけど、法務大臣には、所定の期間にいずれかの国籍を選択しない者に対して、国籍を選択すべきことを催告できる権限があって、催告を受けた者は、催告を受けた日から1か月以内に日本国籍を選択しなければ、その期間が経過した時に日本国籍を失ってしまうんだ(国籍法第15条)。



なるほど！

国籍選択は決まった期間内に速やかに行った方がよいね！

国籍の選択をしなければならない人や国籍選択の方法はどのように調べればいいのか？



法務省のホームページに国籍選択の説明が掲載されているから、「法務省 国籍の選択について」で検索するといいよ！



今回の記事では、まだまだ紹介できていない「せんたん」の魅力や特徴がたくさんあるため、これからも引き続き情報を発信していきます！
これからも国籍選択イメージキャラクター「せんたん」をよろしくお願いいたします！



広げよう！やさしい日本語 ～やさしい日本語の研修のための手引～

Q1 やさしい日本語とは？

やさしい日本語とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のことです。

Q2 やさしい日本語って必要なの？

日本に住む在留外国人の数は、令和4年（2022年）12月末時点で307万人に上り、国籍も多様化し、上位10の国・地域の主な言語だけでも9言語になります。

外国人が日本で安心・安全に生活するためには、日本の法律やルール、在留や社会保険などの手続を正確に理解することが大切ですが、すべて翻訳・通訳して情報提供するには限界があります。

そこで、多言語での翻訳・通訳に加えて「やさしい日本語」を活用して、外国人にとって分かりやすく情報提供を行うことが重要になっています。



在留外国人の国籍・地域、主な言語、人数（2022年12月）

| | 国籍・地域 | 主な言語 | 人数 |
|----|--------|-----------|---------|
| 1 | 中国 | 中国語 | 761,563 |
| 2 | ベトナム | ベトナム語 | 489,312 |
| 3 | 韓国 | 韓国語 | 411,312 |
| 4 | フィリピン | フィリピン語・英語 | 298,740 |
| 5 | ブラジル | ポルトガル語 | 209,430 |
| 6 | ネパール | ネパール語 | 139,393 |
| 7 | インドネシア | インドネシア語 | 98,865 |
| 8 | 米国 | 主として英語 | 60,804 |
| 9 | 台湾 | 中国語 | 57,294 |
| 10 | タイ | タイ語 | 56,701 |

やさしい日本語の普及をしています

こうした状況を受け、政府ではやさしい日本語の積極的な推進を施策の一つとしており、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策では、全ての省庁で「外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める。」としています。

地方公共団体でも「地域における多文化共生推進プラン」等により、コミュニケーション支援の一環として、やさしい日本語の普及に取り組んでいます。

また、出入国在留管理庁及び文化庁は、令和2年（2020年）8月に書き言葉に焦点を当てた「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」、令和4年（2022年）10月には会話でやさしい日本語を使う際の効果的な方法を整理した「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン～話し言葉のポイント～」を取りまとめ、やさしい日本語の普及に積極的に取り組んでいます。



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン



話し言葉のポイント

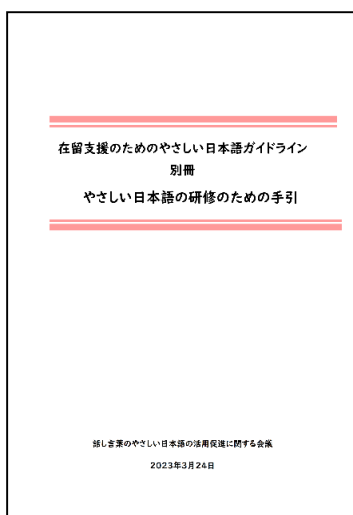
「やさしい日本語の研修のための手引」を作成しました。

やさしい日本語を一層普及するためには、やさしい日本語の研修や周知など、積極的に取り組んでいくことが効果的です。

しかし、研修について、

- どのような研修内容にすればよいのか
- 他の地方公共団体等はどのような研修を行っているのか

など、研修の企画・実施を行う地方公共団体等の職員等に、ノウハウが乏しかったため、令和4年度に出入国在留管理庁と文化庁は、研修の企画・実施のための情報や研修教材等を分かりやすくまとめた「やさしい日本語の研修のための手引」を作成しました。



掲載例

2 やさしい日本語が必要とされている現場・研修の対象者は？

やさしい日本語を必要とするのは、どんなところでしょうか。
研修の対象は、どんな人たちでしょうか。
イメージしてみましょう。



【主な研修対象者の例】

- 地方公共団体及び公的機関の職員
 - ・ 採用されて間もない若手職員
 - ・ キャリア研修の対象となる全職員
 - ・ 外国人対応が想定される窓口業務の職員
 - ・ 総合案内等の窓口業務の職員（委託先事業者を含む）
 - ・ 広報・観光担当の職員
 - ・ 警察官や消防隊員

この手引では、

- ☑ やさしい日本語の普及の意義・必要性について
- ☑ やさしい日本語が必要とされている現場・研修の対象者は？
- ☑ やさしい日本語の研修実施の手順とポイント
- ☑ やさしい日本語の研修事例20
- ☑ やさしい日本語の研修に参考となる素材例



を掲載しています。

どのような教材を使ってよいか分からない方でも、こちらに掲載されている教材を使って研修を行うこともできます。

研修の企画・実施にはこの手引を役立てていただき、やさしい日本語の輪を広げていただければ幸いです。

お答えします

～「相続土地国庫帰属制度」について～

Q1 相続土地国庫帰属制度とは何ですか？

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。このような土地が放置され、将来「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続などによって土地を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放すことを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。

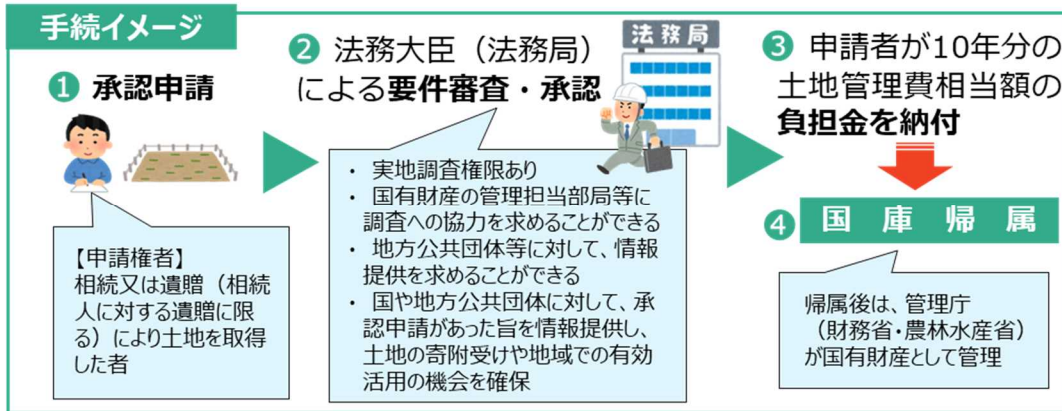


【相続土地国庫帰属制度のポスター（法務省ホームページに掲載）】

Q2 土地を手放すための要件はどのようなものですか？

制度を利用することができるのは、相続した土地に限られ、売買で取得した土地は対象となりません。また、国が引き取ることができない土地として、建物がある土地、通路など他人による使用が予定される土地などが法律に定められています。

審査の結果、国が引き取ることができる土地と認められた場合は、負担金（原則20万円）を納めることにより、土地の所有権が国に移転します。



【相続土地国庫帰属制度の手続の流れ】

Q3 制度の利用を検討する場合、どこに相談すればよいですか？

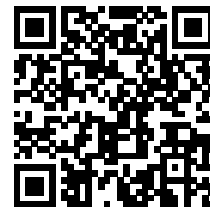
手放したい土地が所在する都道府県の法務局・地方法務局（本局）で相談を受け付けています。土地が居住地から遠方にある場合は、近くの法務局・地方法務局（本局）でも相談が可能です。



【申請の手引き（法務省ホームページに掲載）】



【参考1】相続土地国庫帰属制度（法務省ホームページ）



【参考2】相続土地国庫帰属制度の相談対応を開始します（法務省ホームページ）

記者が行く！

～ “社会を明るくする運動” ってなに？～

記 者

皆さま、こんにちは！

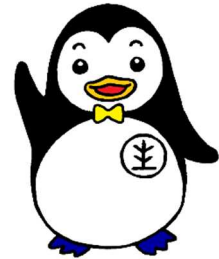
今回は、“社会を明るくする運動”について、担当者と更生保護のマスコットキャラクター「更生ペンギンのホゴちゃん」に取材しました！

記 者

まずはあかれんがでは初登場のホゴちゃん、自己紹介をお願いしますか？

ホゴちゃん

初めまして！「更生ペンギンのホゴちゃん」です。犯罪や非行のない明るい社会を目指して、他の更生保護のキャラクターのみんなと一緒に更生保護についてPRしているよ。



記 者

早速、聞きたいんですが、そもそも、“社会を明るくする運動”ってどんな運動なんですか？

担 当 者

“社会を明るくする運動”、通称「社明運動^{しゃめい}」は、「すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動」です。

今年の運動のコンセプトは、[「あかれんが81号」](#)をご覧ください。

ホゴちゃん

つまりは、みんなが安心して暮らせる明るい社会を作りましょう！っていう運動なんだよ。



“社会を明るくする運動”について詳しくはこちら
(法務省ホームページ)



記者

7月に、法務省内でも、“社会を明るくする運動”のイベントを開催したんですね。

ホゴちゃん

そうそう！ “社会を明るくする運動” キックオフイベントっていうのをやったんだ！

担当者

社明運動は、7月を強調月間としているため、7月の初めに、マスメディアの方々に集まっていただき、報道を通じたPR活動を行いました。

記者

どんなことをしたんですか？

担当者

第1部では、各地の更生保護ボランティアとオンラインでつないで、各地域の社明運動の取組について紹介しました。6か所の更生保護ボランティアの皆さんから特色ある取組を発表してもらい、門山宏哲法務副大臣（当時）からそれぞれの地域の取組に激励のコメントを寄せていただきました。



第1部：社明を支える”地域の子カラ”～各地の取組紹介の様子
(左：門山法務大臣(当時)、右：宮田采穂局長(当時))

ホゴちゃん

第2部では、吉本興業さんと今年のコラボ企画を発表したよ！

前回好評だった「芸人だってツライよ！トラブルちゃった座談会」の第2弾特番に出演して下さっている、フルーツポンチ村上さん、蛙亭イワクラさん、尼神インター誠子さんが、番組収録の感想や「生きづらさ」について語ってくれたよ。

それから、全国各地で開催予定の「BBS会×よしもと住みます芸人『更生保護を知ってもらおうキャンペーン2023』」の発表では、キャンペーンに参加してくれる芸人さんたちと八王子BBS会の皆さんが、イベントへの意気込みを語ってくれたんだよ。

僕も、サラちゃんと一緒に、ここで登場したんだ！芸人さんのネタを一緒にやらせてもらったりして、楽しかったなあ～。



「芸人だってツライよ！トラブルちゃった座談会」の紹介の様子
(左から、尼神インター誠子さん、フルーツポンチ村上さん、蛙亭イワクラさん)



「BBS会×よしもと住みます芸人『更生保護を知ってもらおうキャンペーン 2023』」の紹介の様子
(前列右から3人、左1人：イベントへの意気込みを語る王子BBS会の皆さん)

記者

楽しそうな企画が盛りだくさんですね。

担当者

最後には、門山宏哲法務副大臣（当時）の声掛けで、第73回“社会を明るくする運動”強調月間のスタート宣言をしました。

ホゴちゃん

みんなで集合写真も撮ったよ！



第73回“社会を明るくする運動”スタート宣言！

記者

キックオフイベントの様子はYouTube 法務省チャンネルで配信されているんですね。

担当者

はい！第1部の様子を配信していますのでぜひご覧ください。

ホゴちゃん

「芸人だってツライよ！トラブルちゃった座談会」第2弾も、YouTubeで公開されているよ！どちらも面白いから、ぜひ見てみてね～！

[「第73回“社会を明るくする運動”
キックオフイベント\(第1部\)」](#)
([YouTube 法務省チャンネルの
ページに遷移します。](#))



[「芸人だってツライよ！
トラブルちゃった座談会 第2弾」](#)
([YouTube 法務省チャンネルの
ページに遷移します。](#))



そんなとき 法テラス がお役に立ちます!

Vol.61 ～ 法テラスってどういう時に利用できるの? ～

■ 無料法律相談

法テラスでは、経済的に余裕のない方(一定の収入等の基準を満たす方)を対象に、弁護士や司法書士との無料相談を行っています(民事法律扶助)。

ご利用いただける方

- (1) 収入や資産(預貯金など)が一定基準以下の方
- (2) 民事法律扶助の趣旨に適すること
報復的な感情を満たすだけや、権利濫用的な訴訟の場合は利用できません。

【事例】

現在、妻と二人暮らしです。
夫婦の収入は、年金のみで合わせて23万円。
預貯金はありません。
消費者金融6社から借り入れをしていますが、
返済できないので、どうすればよいか法律相談
をしたいです。
法律相談を受けられますか。



Aさん

Aさんは2人家族の場合の基準
・月収(賞与含む)が251,000円以下
・預貯金等が250万円以下
を満たしているので相談を受けることができます。

☆詳しい基準は、法テラスHPの
「[無料の法律相談を受けたい](#)」をご覧ください。

ご利用方法等

事前予約が必要になります。初めての方は、まずは法テラス・サポートダイヤル(0570-078374)へ!
同一問題を3回まで相談することができます。
刑事事件についての相談は対象外です。

おなやみなし

■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています!
フォロー随時募集中!
[「法テラス公式Twitter」](#)

● 広報誌「ほうてらす」



【第56号】
特集:「個人情報と法律」
表紙・インタビュー
: 川平 慈英 さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」](#)

● 法テラス公式YouTubeチャンネル



「3分で解説! 法テラスの使い方」など、法テラスの業務内容や利用方法に関する動画をアップしています。ぜひご覧ください!
[「法テラス公式YouTubeチャンネル」](#)

■ 法テラスって?

私たち法テラス(日本司法支援センター)は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供のほか、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法整備支援の現場から

国際協力部教官から（ラオス）

令和5年4月20日（木）から同月28日（金）までの間、ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」といいます。）の裁判官、検察官、司法省職員、国立大学教員、弁護士らを対象とした本邦研修が実施されました。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、本邦研修を実施することができなかったため、ラオスの法律実務家を対象とした本邦研修は、実に4年ぶりとなりました。

ラオスにおいては、平成30年7月から令和5年7月まで、JICAにより、法・司法分野の中核となる人材が法律実務家としての能力を向上させることなどを目標とした「法の支配発展促進プロジェクト」が実施されており、法務省はこれに協力してきました。同プロジェクトの民事法分野の活動として、平成18年にJICAプロジェクトで作成された民事判決書マニュアルの改訂を行っていたところ、分かりやすい民事判決書を作成する指針とすべく議論を重ねた成果として、改訂後の同マニュアルにおいては、「裁判所の判断の部」の冒頭に当該事件の争点を特定して記載することとされました。本研修は、同マニュアルの重要な改訂点である争点に対する理解をさらに深め、争点及び判断過程を明示した分かりやすい判決書を作成する能力を向上させるために実施されました。

研修では、研究者や弁護士の講師による充実した講義・意見交換のほか、東京地方裁判所の訪問見学、法務総合研究所長（当日は東山太郎法務総合研究所総務企画部長が代理出席）との意見交換会も実施しました。研修参加者は、講師の話に真剣に耳を傾け、積極的に質問をし、意見を述べ、活発な議論をしていました。

本研修の振り返りでは、本研修で学んだ内容は有意義な内容であり、ラオスの民事訴訟の改善・発展に繋がりたいという声が多く得られました。本研修の実現に御協力いただいた関係者の皆さま方に、心よりお礼を申し上げます。



研修参加者による発表



全体写真（@法曹会館）

「法務省で働くひと・しごと紹介」Vol.18

～入国審査官～

職 名：入国審査官
氏 名：今泉 友彰
採用年：令和3年
所 属：名古屋出入国在留管理局
静岡出張所

Q1 入国審査官ってどんな仕事？

名古屋出入国在留管理局静岡出張所は、日本に滞在する外国人の在留審査業務を行っているほか、清水港や静岡空港における出入国審査業務も行っています。

私は主に在留審査業務に従事しています。静岡県には多くの外国人が住む地域や多くの外国人が働く伊豆、熱海などのリゾート地があることから、在留関係の申請が多くあります。

これらの申請を、適正かつ円滑に審査することが、入国審査官としての業務の1つでもあります。

Q2 最近のトピックスは？

(担当部署またはご自身が力を入れていること、重要課題などを記載してください。)

新型コロナウイルス感染症に係る水際措置のため、国際クルーズ船の寄港が停止していましたが、今年3月、3年ぶりに国際クルーズ船の寄港が再開され、その第1号が清水港に寄港しました。私にとって国際クルーズ船の対応は初めての経験であったため、とても緊張しましたが、他の職員と協力して無事審査を終えたときには、達成感を得ることができました。

今後は外国人観光客等の増加が見込まれますので、この経験を生かし、厳格かつ円滑な出入国審査が実現できるよう、日々勉強していきたいです。

Q3 入国審査官のやりがいは何？

在留審査にあたっては、在留資格に応じて審査のポイントが異なり、また、外国人一人ひとりに様々な事情や背景があることから、ひとつとして同じ審査はありません。そのため、

審査の過程で判断に迷うこともありますが、先輩職員や同僚と意見を交わしたり、様々な関連法規を調べたりして結論を得ることができたときに、大きなやりがいを感じます。また、窓口や電話にて外国人に関する相談対応をすることがあるのですが、その際に、「丁寧に説明してくれて分かりやすかったよ、ありがとう。」などと感謝の言葉をいただいたときにもやりがいを感じます。

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

行政書士や船舶代理店の方々に対して、在留資格や退去強制、船舶業務等の手続について説明を行う機会がありました。この説明を通じて、私たちの業務に対する理解を一層深めていただくことができたのではないかと感じ、また、参加された方から「講義はとてもわかりやすく参考になった。またぜひ講義をお願いしたい。」などのお褒めの言葉をいただいた際には、さらに活躍できるよう様々な知識を身につけていこうと、業務に対するモチベーションが上がりました。



窓口にて名古屋局のマスコットキャラクター「なごみん」と写る今泉審査官



行政書士の方々を対象に実施された説明会での写真

インフォメーション

法の日フェスタin赤れんが2023

法務省では、「法の日フェスタin赤れんが2023」を4年ぶりに人数制限なしで実地開催します。

みなさまのご来省をお待ちしております！

【日時】

2023年10月7日（土）10:00～16:00

【会場】

法務省（千代田区霞が関1-1-1）
入口：法務省西門・東門



☆詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



靈感商法等でお悩みの方のためのワンストップ相談会

法テラスでは、弁護士、心理士、社会福祉士等が参加する「靈感商法等でお悩みの方のためのワンストップ相談会」を各地で開催します。今後の開催地等については、別添「ワンストップ相談会開催予定地一覧」をご覧ください。

☆詳細は、法テラスホームページで順次公開します。



別添

ワンストップ相談会開催予定地一覧

※9月1日時点のものです。日程や場所は変更となる場合があります。
※相談は無料。事前予約制です。
※下記以外の開催場所については、決定次第順次ホームページにてお知らせします。

| 開催日 | 開催場所 | 開催方法 |
|-------------|-------------|------|
| 9月8日（金曜日） | 宮城県（仙台市内） | 対面 |
| 9月9日（土曜日） | 広島県（広島市内） | 対面 |
| 9月13日（水曜日） | 富山県（富山市内） | 対面 |
| 9月23日（土曜日） | 京都府（京都市内） | 対面 |
| 9月28日（木曜日） | 高知県（高知市内） | 対面 |
| 10月3日（火曜日） | 岐阜県（岐阜市内） | 対面 |
| 10月18日（水曜日） | 和歌山県（和歌山市内） | 対面 |
| 10月19日（木曜日） | 山口県（山口市内） | 対面 |
| 10月21日（土曜日） | 島根県 | 電話 |
| 10月23日（月曜日） | 徳島県（徳島市内） | 対面 |
| 10月28日（土曜日） | 兵庫県（神戸市内） | 対面 |
| 11月10日（金曜日） | 熊本県（熊本市内） | 対面 |
| 11月27日（月曜日） | 岩手県（盛岡市内） | 対面 |

※終了した会場

- ・2023年5月16日 ワンストップ相談会in福岡
- ・2023年7月1日 ワンストップ相談会in青森
- ・2023年8月8日 ワンストップ相談会in沖縄
- ・2023年8月18日 ワンストップ相談会in大阪
- ・2023年8月31日 ワンストップ相談会in奈良



法の日フェスタ in 赤れんが



～法務省で
法を身近に感じてみませんか～



日時

令和5年 **10月7日(土)** 10:00～16:00

場所

法務省 (東京都千代田区霞が関1-1-1)

法の日フェスタ 2023

